

議案第 69 号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 会計年度任用職員制度の導入に係る地方公務員法等の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和26年12月世田谷区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第21号）第7条第1項に規定する地域手当に相当する報酬、同条例第8条第1項に規定する特殊勤務手当に相当する報酬、同条例第10条第1項に規定する超過勤務手当に相当する報酬、同条例第11条に規定する休日給に相当する報酬、同条例第12条に規定する夜勤手当に相当する報酬及び同条例第14条に規定する宿日直手当に相当する報酬を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。